

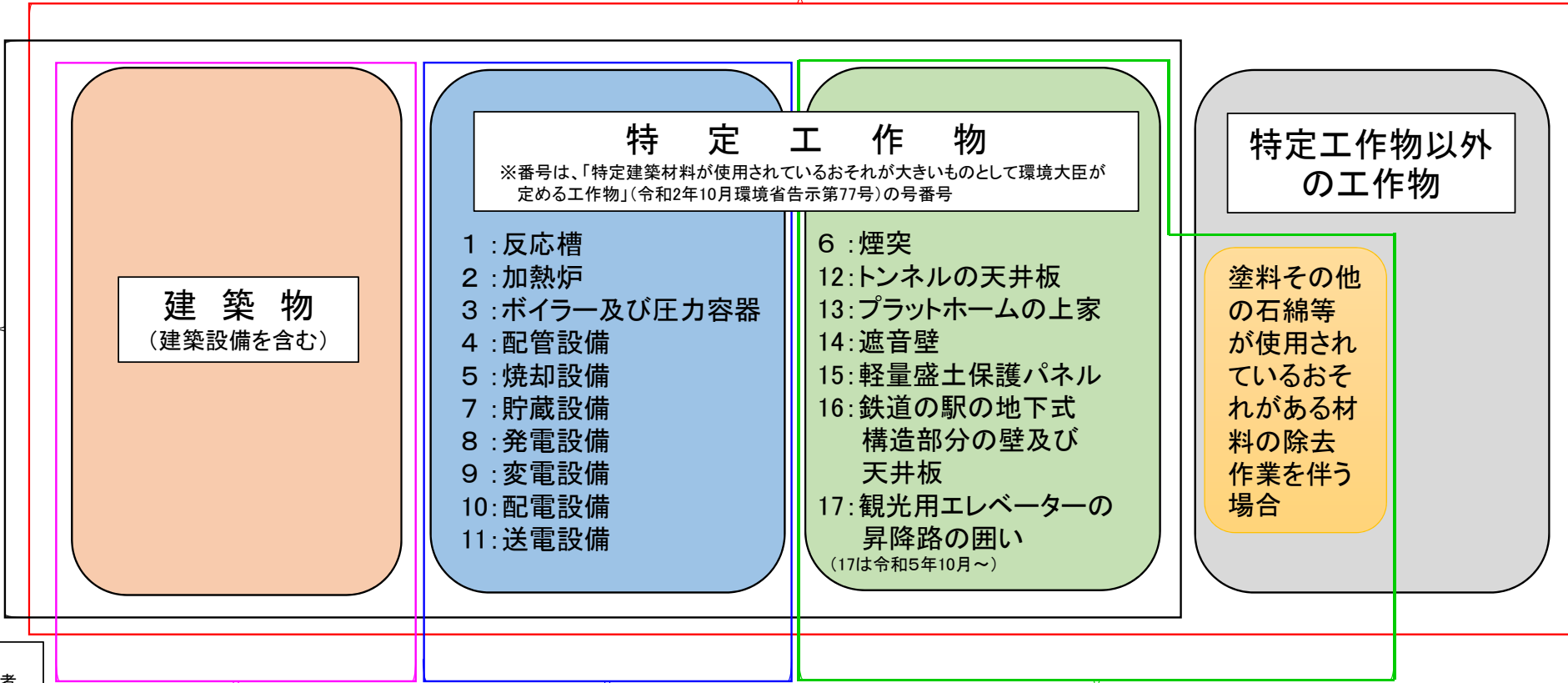
【参考】石綿事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図

すべての建築物等の解体等工事において**事前調査が必要**(大防法:平成26年6月～)

★石綿有無に関わらず事前調査結果の記録の作成・保存・写しの現場備え置き、掲示、発注者への書面説明が必要 ★石綿含有建材の除去等工事においては、作業計画の作成、作業基準等の遵守義務
★吹付け材(仕上塗材を除く)、断熱材、保温材及び耐火被覆材の除去等工事においては、作業実施届出が必要 ★石綿除去等作業後は、除去の確認及び発注者への報告、記録の保存が必要

【報告対象となる工事】
・建築物の解体工事(解体作業対象の床面積の合計80平方メートル以上)
・建築物の改修工事(請負代金の合計額100万円以上(税込))
・工作物の解体・改修工事(請負代金の合計額100万円以上(税込))

一定規模以上の建築物、特定工作物に係る解体等工事において、**事前調査結果の報告が必要**(令和4年4月～)



建築物石綿含有建材調査者等

・一般建築物石綿含有建材調査者
・特定建築物石綿含有建材調査者
・これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

建築物石綿含有建材調査者等による調査が必要(令和5年10月～)

工作物石綿事前調査者による調査が必要(令和8年1月～)

建築物石綿含有建材調査者等又は**工作物石綿事前調査者**による調査が必要(令和8年1月～)

【広島県】

※一戸建て等建築物石綿含有建材調査者は、建築物のうち一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができる